

## 論文博士審査報告書

令和2年1月24日

申請学位： 博士（安全保障）  
学位申請者： 名越 健郎（ナゴシ ケンロウ）  
所属： 拓殖大学海外事情研究所教授

論文題目： 冷戦期における与野党の違法外国資金導入問題  
—米ソ機密文書に見る日米・日ソ関係—

英文題目： The Issue of Illegal Foreign Fund Introduction by the Ruling and Opposition  
Parties During the Cold War  
-US-Japan, Soviet-Japan Relations in the Declassified Documents of  
Washington and Moscow Archives-

審査委員会： 主査 国際学部教授 佐藤 丙午  
副査 国際学部教授・学部長 甲斐 信好  
副査 海外事情研究所教授 丹羽 文生

### I 論文の要旨

申請された論文は、冷戦期に激しいイデオロギー対立、政治闘争を繰り広げた日本の与野党が、舞台裏では外国からの政治資金導入を禁じた政治資金規正法（1948年制定）に抵触し、米国やソ連から政治資金を密かに導入していたとの仮説を、冷戦終結後にワシントンやモスクワで公開された公文書を基に、分析、検証したものである。

申請者の関心の出発点は、長年政界の一部で、自由民主党が米国から、日本社会党や日本共産党がソ連から、秘密裏に活動資金を導入していたとの噂が存在しており、その検証を行う必要性を感じたことにある。この問題は、従来各政党が否定していたものであるが、1990年代以降の米国での情報公開や91年のソ連邦崩壊によるロシアの文書公開で、調査・研究が可能になった。このようなアプローチをとったという意味で、本論文は歴史研究の一部として理解すべきである。

申請者の分析によると、米ソ両国の公文書調査を通じて、冷戦時代に活動した日本の主要5政党のうち、公明党を除く自民、民社、社会、共産の4政党が外国から非合法に何らかの資金導入していたことが判明した。米ソ両国がアジアの主要国家だった日本を舞台に、秘密資金援助を行っていたことは、米ソの冷戦期の対日政治工作を知る上で重要な意味を持つ。

この分野は、従来の戦後政治史研究で空白の部分であり、先行研究は少なく、本論文が取り上げる事実関係の調査、究明は、極めてオリジナリティが高い作業となる。

論文では、資金援助疑惑を軸に戦後政治史を振り返っている。敗戦後、日本を占領統治した連合軍最高司令官総司令部（GHQ）による民主化政策で、日本共産党が合法化され、保守、革新両陣営で政党が乱立したが、独立回復後の1955年、自由、民主両党が合併して自民党が誕生し、右派、左派の社会党統一も実現した。この55年体制の下で安全保障を米国に依存し、日米同盟を基軸に政権を運営した自民党は、57年ごろから64年にかけて米国の資金援助を受けていたことが公文書で読み取れるとしている。

また、米国は社会党分裂工作を自民党と連携して進め、社会党右派・西尾末広派の分裂と民社党創設に際して、米国の資金が西尾らに提供されていた。ただし、米当局は自民党への資金援助を示す決定的な証拠を開示していない。この問題では、与党・自民党が外務省を通じ、外交ルートで関連文書を公表しないよう米側に働きかけていたことも判明した。

一方ソ連は、国際共産主義運動支援の立場から、コミンテルン（国際共産党）を通じて1922年の日本共産党設立を指導しその後も支援を続けた。戦後は、コミンテルンの後継機関であるコミンフォルム（共産党・労働者党情報局）の傘下に設置された「左翼労働組織支援国際労組基金」を通じて、日本共産党に資金提供していたことが、ソ連公文書に記載されている。資金の受け渡しを担当したのは、ソ連国家保安委員会（KGB）だった。

しかし、63年の原水禁運動をめぐる日ソ両共産党の対立などを受け、日本共産党はソ連を批判し、自主独立路線に方向転換したため、資金援助は同年が最後になった。その後、ソ連は対日政治工作の拠点を左傾化していた日本社会党に移し、同党への資金協力に着手する。社会党への支援は現金を渡すのではなく、社会党系の友好商社を優遇する貿易操作を行い、商社が社会党に利益の一部を還元する形態がとられた。

1994年に米紙「ニューヨーク・タイムズ」が米国による自民党への資金援助疑惑を報じた際、自民党は調査もせず全面否定した。社会党はモスクワに調査団を派遣し、文書を収拾したものの、事実関係を否定した。共産党は調査チームをモスクワに派遣して資料収集を行い、不破哲三議長の著作などで調査結果を公表した。しかし、その内容は党の財政にソ連資金が流入したことを否定するものであった。これは、政党の組織防衛本能の強さを見せた反面、自浄能力の欠如を同時に示したものである。

一般的に、外国人・外国組織からの政治資金導入は、主要国の大半が、外国勢力の政治介入を阻止するため法律で規制している。わが国の政治資金規正法は占領期の48年に制定され、その後何度も改正されたが、実際に外国人・組織からの導入で検挙されたケースは一件もない。論文では、政党への外国人・外国組織からの資金導入が、外為法や公職選挙法などにも抵触していた可能性がある行為であったとしている。政党交付金がなかった時代、政党や政治家は選挙資金集めに奔走し、自民党では、首相を務めた佐藤栄作らがソ連による社会党、共産党への資金援助を口実に、米側に資金援助を強く要請していたことが、米側の公文書に記載されている。慢性的に資金不足だった旧社会党は資金集めに苦慮し、ソ連側に貿易

操作を通じた資金援助を求めていたことも、ソ連公文書に記載されている。

判明した歴史的事実から考えると、各党は「わが国の政治や選挙が、外国の勢力によって影響を受けることを未然に防止する」ことを目的に定めた政治資金規正法に違反していたことになる。申請者は、これに対する評価として、1960年代後半から米国に次ぐ世界第2の国内総生産（GDP）を持つ経済大国になった日本の主要政党が、政治制度が未成熟な第三世界の途上国のように、外国からの資金導入に安易に走ったとすれば、政治の前近代性や腐敗を物語るものと指摘する。また、敗戦、占領期に定着した外国への政治的・心理的依存心があった可能性があり、これも戦後政治体制の一断面である、としている。

本論文は、申請者が収集した情報を元にした歴史研究であり、未公表の資料を開拓し、その分析を通じて、検証されていなかった歴史的仮説を解明した点に、博士論文としての価値がある。

## II 論文の構成

### 序章 研究動機と論文の概要

#### 第1章 論文の視座と研究方法

##### 第1節 外国の資金援助はなぜ違法か

- 1 「政治とカネ」の戦後史
- 2 主要国における外国資金導入の規制
- 3 政界で続く「返金ラッシュ」

##### 第2節 米国の情報公開と先行研究

- 1 NYタイムズの先鞭
- 2 資料の出所

##### 第3節 ロシアの情報公開と先行研究

- 1 ソ連崩壊による機密文書流出
- 2 日ソ関係史の謎を追及

#### 第2章 米国の自民党秘密工作

##### 第1節 自民党への資金援助

- 1 占領政策が「逆コース」
- 2 閉ざされた「岸信介ファイル」
- 3 「親米・反共」重視
- 4 穏健保守政府誕生の画策

##### 第2節 NYタイムズ報道の衝撃

- 1 自民党に「数百万ドル」支援
- 2 情報公開における日米の差
- 3 日本政府による情報公開の妨害
- 4 「一党支配の腐敗」への協力

### 第3節 岸・佐藤兄弟の暗躍

- 1 58年総選挙勝利に注力
- 2 佐藤栄作の秘密要請
- 3 米大使とのホットライン
- 4 琉球立法院議員選での資金工作

### 第4節 CIAの対日秘密工作

- 1 岸とのパイプ役特定
- 2 自民党支援に2ルート
- 3 国務省の秘密援助確認
- 4 大平正芳のCIA資金非難

## 第3章 民社党誕生の背景と米国の情報公開

### 第1節 社民政党史への期待

- 1 社会党の宿命
- 2 米国の分裂助長工作
- 3 自民党議員の合流容認

### 第2節 情報公開の攻防

- 1 文書解禁めぐり論争
- 2 日本外務省の存在
- 3 難航する対日関係文書の開示

### 第3節 世界的な選挙干渉

- 1 敗戦国でのCIAによる秘密工作
- 2 戦後81回の選挙干渉

## 第4章 日本共産党とソ連の「内通」

### 第1節 日本共産党、百年の興亡

- 1 逆風の克服
- 2 コミンテルンの威力
- 3 「愛される共産党」
- 4 ソ連崩壊を歓迎

### 第2節 ソ連の秘密資金援助リスト

- 1 クレムリンの最高機密

- 2 コミンフォルムの別働隊
  - 3 援助額の双壁
  - 4 「共産主義前夜」
  - 5 世界 73 の政党への提供
- 第3節 日本共産党に流入したソ連資金
- 1 日本共産党に 25 万ドル
  - 2 「闇の司祭」による支援許可
  - 3 袴田里見の動向
  - 4 医療機器・輪転機の要請
- 第4節 野坂参三の謎の百年
- 1 GHQ による共産党の徹底監視
  - 2 延安での米軍への協力
  - 3 終戦直後の秘密訪ソ
  - 4 書簡での対米協力約束
  - 5 野坂とソ連の内通監視
  - 6 昭和史最大の謎の人物
  - 7 社会主義の「宴のあと」
- 第5章 日本社会党のソ連資金疑惑
- 第1節 日本社会党の終焉
- 1 自社連立政権
  - 2 中国の秘密援助
- 第2節 ソ連への傾斜—1960年代
- 1 「社会主義への道」採択
  - 2 共産党から社会党へ
  - 3 日ソ貿易協会への優遇措置
  - 4 ソ連の各種便宜供与
- 第3節 貿易操作による資金援助—1970年代
- 1 情報とカネの交換
  - 2 10万ドルでの「2島返還」
  - 3 非合法商行為への積極関与
- 第4節 ソ連崩壊直前まで癒着
- 1 謝礼としての「アジア集団安保構想」支持
  - 2 社会主義協会に対する優遇
  - 3 総評への資金援助
  - 4 北海道知事選とソ連資金

5 ミグ 25 亡命事件

6 幻のソ連訪問団

第5節 証言から見る社会党援助

1 全面否定する社会党

2 KGB の社会党支援年次計画

3 ミトロヒン文書の告発

終章 外国政治資金問題をどうとらえるか

第1節 占領メンタリティーの影響

第2節 研究の現代的意義

参考・引用文献

### III 論文（各章）の概要

申請論文は、序章に研究の動機と概要の説明から始まる。それによると、申請者は、「冷戦期に激しいイデオロギー対立、政治闘争を繰り返した日本の与野党が、舞台裏では外国からの政治資金導入を禁じた政治資金規正法（1948年制定）に抵触し、米国やソ連から政治資金を密かに導入していた」との仮説の証明を、米ロの公文書館の一次資料を基に行うことを試みたものである。

まず、「第1章 論文の視座と研究方法」では政党に対する外国の資金援助の問題の枠組みを提示している。戦後政治史は一面では、「政治とカネ」の問題の繰り返しであった。カネで政治や行政が歪められ、特定の個人や企業、団体が便宜を受けるケースは戦前からあったが、戦後、民主政治の健全な発展のため、政治資金規正法（1948年）や公職選挙法（1950年）が制定され、その後数度改正されている。外国政府が政党に政治資金を提供するのは、当事国の思惑や戦略もあり、国家主権や国家安全保障に影響しかねない危うさを伴う。

したがって、外国人や外国組織からの資金導入は、政治資金規正法に抵触し、違法行為となる。大半の主要国でも、自国の政治が外国勢力の影響を受けることを防ぐため、外国人・外国組織の政治献金を禁止または規制し、それを法制化している。特に、冷戦初期におけるCIAやKGBによる秘密資金援助は、既に公訴時効ではあるが、「国家間の諜報」にかかわる問題である。このため、戦後政治史の舞台裏や冷戦期の米ソの対日政界工作、戦後日本政治家の実態を知る上でも解明が必要であるとしている。

前述の問題を解明する上で、いわゆる密約問題との比較で、資金提供問題の先行研究を検討すると共に、米国の情報公開の在り方を紹介している。日本の政党が米ソから資

金援助を受けていた疑惑は、政治資金規正法に抵触し、国家主権に影響しかねない問題だが、密約研究に比べてこの問題の先行研究や報道は少ない。その中で、米紙「ニューヨーク・タイムズ」記者のティム・ワイナーらのチームが1994年、CIAによる自民党への資金援助問題を調査報道の形で報道したのは、数少ない例外と言える。また、歴史学者マイケル・シャラーは、著書の中でCIAの資金提供について触れている。

これらの研究や報道が可能になった背景には、米国の情報公開制度がある。米国の国立公文書館や、FRUS（米国の外交政策）、さらには民間団体で、国家安全保障公文書館なども、情報公開法を通じて政府の内部文書を明らかにしている。ロシアでも、エリツィン政権は、約2億点とも推定されるソ連共産党の膨大な文書を継承し、党中央委関係の文書を中心に積極的に公開した。ただし、プーチン政権になり、ソ連共産党による外国政党への資金援助に関する文書も大半は再び機密指定となっている。情報公開が進んだ時期の研究から、日ソ関係史で闇の部分だった革新政党へのソ連の資金援助問題が一定程度暴露された。全体像や個別の案件等で不透明な部分が残るものの、冷戦期に社会党、共産党が野党外交の裏で何をしてきたかの一端は立証された。

「第2章 米国の自民党秘密工作」では、まず日本の政治家と米国との関係で、岸信介と佐藤栄作に注目する。特に岸信介については、公文書館においても文書の多くが機密指定になっており、戦後の日米関係史には、いまだに闇の部分があるとしている。

米国が自民党を支援した背景には、冷戦の進展がある。特に、米国内での中国喪失の責任論が日本の重要性を高めた。日独という旧敵国との和解は、戦後処理の枠を越えて、冷戦という新情勢に対処するための新秩序となり、米国はアジアと欧州で日独を反共の防波堤に位置付けた。米国は強い日本に関心があり、「軽武装・経済外交」の吉田茂より、「親米・反共」の岸信介をより重視した。そして、米国が独立直後の日本において、穏健保守政権を軌道に乗せるため、保守合同を奨励し、野党や労組の懐柔を図っていたことが証明できた。1994年のニューヨークタイムズの記事は、この時代の資金援助を証明したものであった。日本の情報公開の弱さの一事例として、NYタイムズの報道直後、自民党がこれ以上の情報公開を阻止するよう米側に要請するという動きがあったことは留意すべきであるとしている。

米国からの資金援助については、歴代の元駐日米大使も日本のメディアに対し、資金援助の事実を確認し、その動機として、ソ連による革新政党への資金援助とともに、戦後の日本の民主主義が脆弱で、土台を強化する目的があったとの認識を示した。援助は、70年代まで続いたという説と、60年代で終わったという説がある。いずれにせよ、1958年の総選挙では、自民党から米国に対して資金の要請があり、川島正次郎党幹事長がかかわると共に、その後も佐藤栄作氏がかかわったことが、公開文書から証明できた。米国が自民党に秘密資金を提供しているとの説は、冷戦期の日本の政界では「公然の秘密」でもあった。

「第3章 民社党誕生の背景と米国の情報公開」では、日本社会党の分裂、そして、

民社党結成の背後で、CIAの秘密資金が流れていたことを検証している。FRUSには、58年5月前にCIAが左派野党勢力からの穏健派の分裂を画策する秘密計画を承認した。この計画の下での資金援助は限定的で、60年は7万5000ドル（当時のレートで約2700万円）だった。60年代初頭を通じて、基本的にはこの規模で継続された、と明記されている。当時のマッカーサー大使は、先進国には健全な中道左派の政党が必要と認識しており、そのための資金援助であったと考えられる。米国は日本の独立後、早くから社民路線定着に向けて動いている。米国の当局者や労組幹部は総評や全労、総同盟のリーダーらと接触し、「穏健な労組の発展」を奨励したことは知られる。これは米国にすると、野党や労組の懐柔工作であり、民社党はその結果生まれたという側面もある。

このような活動は一般的に実施されてきたもので、米政府が第二次世界大戦後、CIAを使って各国で政権転覆や選挙干渉を行ってきたことに加え、大戦後の1946年から2000年までに外国の国政選挙で米国が影響力を行使したのは計81回に上るとの調査結果が2016年末に民間機関より公表されている。これは、米国に限ったことではなく、外国機関による選挙干渉は、多くの国が実施してきた。

「第4章 日本共産党とソ連の「内通」」では、ソ連共産党が、いかにアジア諸国に共産勢力の拡大を試みてきたかを分析している。たとえばコミンテルンは、中国に多数の顧問団を派遣し、中国共産党への資金援助も行っている。日本における共産党の創設に熱心だった近藤栄蔵は上海に渡ってコミンテルン極東ビューローと接触し、準備資金6500円（現在の貨幣価値で一億円以上）を受領し、帰国した記録もある。実際には、ソ連から各国の共産党への支援が行われ、その後政権を掌握した国の共産党が、「プロレタリア国際主義」の立場から、革命を目指す他国の共産党に財政援助するパターンが生まれた。

ソ連共産党の対外戦略として、コミンテルンとコミンフォルムがある。コミンテルンが共産党の国際統一戦線を目指したのに対し、コミンフォルムは各国共産党の情報交換やソ連の指導の下での共産党間の活動調整が主目的であった。コミンフォルムの下部組織として、資本主義国の共産党・労働者党に財政援助を行う目的で設立されたのが、「ルーマニア労組評議会付属左翼労働組織支援国際労組基金」と称する秘密基金で、50年にブカレストに設置された。これは、ソ連・東欧など社会主義政権を牛耳る共産党が、革命を目指す各国共産党に資金援助する機関で、世界の左翼運動への秘密援助が制度化された。49年10月に革命を成功させ、中華人民共和国を発足させたばかりの中国共産党も趣旨に同意して参加した。この機関を基盤に、各国に資金提供が行われてきた。

公開された文書から、スターリン時代から世界の共産党・左翼組織への秘密資金援助が延々と続いたのは、国際共産主義運動の総本山を自負したモスクワの面子に加え、資本主義諸国のかく乱を狙った外交的思惑がうかがえる。その時々国際情勢に応じて、援助の対象や額が微妙に変化したことも分かる。ルーマニア労組関係の秘密基金に関する「特別ファイル」は、日本共産党にも資金が渡っていたことを明記している。各年ご



とのリストによれば、1951年に10万ドル、55年に25万ドル、58年に5万ドル、59年に5万ドル、61年に10万ドル、62年に15万ドル、63年に15万ドルの計85万ドルが日本共産党に提供されたことになる。日本共産党はこれを否定し、野坂参三を含む、一部の指導者の独断、と結論付けている。

「第5章 日本社会党のソ連資金疑惑」では、日本社会党に流れた資金について分析している。社会党は60年代以降、ソ連との関係を深めるに伴い、ソ連から貿易操作の形で政治資金を導入していた疑惑が、ソ連邦崩壊後公表された公文書で暴露された。社会党は全面否定したが、旧ソ連公文書は、社会党の資金援助要請の事実を記載している。慢性的な資金不足に悩んだ社会党が、ソ連からの資金受け入れを恒常的かつ秘密裏に図っていた構図である。このため、社会党の非武装中立とは、東西対立構造の中では結局、ソ連の戦略的利益に奉仕するものだった、と評価されるようになった。

日本共産党に代わり、60年代以降ソ連との関係を強化した社会党は、ソ連に対し、各種の便宜供与を求め始め、新聞用紙の安値供給をソ連共産党に申し入れている。ソ連もそれに応えて、非合法商行為を含めた様々な方法で資金提供している。それに伴い、社会党の政策はソ連寄りになっていった。1980年代から90年代になってその実態が明らかになると、社会党は独自に調査を行い、①ソ連共産党から社会党への資金供与はあり得なかったし、事実なかった②貿易にかかわる便宜が図られたことはなく、通常の商業ベースで行われた③実務打開のため、ソ連共産党に協力を求めた経緯はある④ソ連共産党との交流は他国の友党との交流同様、相互親善の国際交流だった、との結論を導いている。

「終章 外国政治資金問題をどうとらえるか」では、自民党、民社党、日本社会党、日本共産党の4党が冷戦期に外国の政治資金を導入していたことをふまえ、申請者は、各党が資金援助を受けて法律に抵触し、その事実を隠蔽して有権者を欺いていたことになる。国民の大半が復興、豊かさへとひたむきに走っていた戦後の怒涛の時代に、社会の指導的立場にあるべき政党が舞台裏で国家主権にもかかわる違法行為を犯していた事実は看過できないと批判する。そして、日本の政党が安易に外国資金を導入した心理的背景として、敗戦後7年にわたる占領時代が生んだ連合国へのコンプレックスも指摘できるとした。

論文では最後に、分析にあたっての注意事項を列挙している。第一に、戦後の国際政治を主導した米ソ両超大国は冷戦期に、世界戦略の一環として世界各地で内政干渉や選挙介入を行っており、干渉の対象は日本だけではなく。第二に、米ソからの資金導入を担当し、手を染めていたのは、あくまで政党内の一部グループであり、政党全体が非合法行為に加担していたわけではない。第三に、本論文では米ソの公文書の引用を中心に論旨を展開したが、米ソの外交官らが公文書に記した内容自体が事実かどうか、誇張や歪曲があるのかなどは判断できない。第四に、米露などの大国が他国の選挙や内政に介入するケースは冷戦後も続いており、国際政治における普遍的なテーマと言える。

本論文は、学術的観点から言えば、歴史研究に属し、戦後政治史の一ケーススタディである。冷戦後に公開された米ソの公文書を基に、戦後政治の恥部ともいふべき与野党の外国資金導入問題を取り上げ、各政党の興亡の中に位置づけながら、文書の発掘・紹介と実証的な分析を行っている。日本では、戦後政治史研究は占領期を中心に膨大な作業が蓄積されているが、米国やソ連による日本の政党への資金提供問題は事実上空白であり、与野党が陰で違法行為を行っていた事実は顧みられず、専門的な研究も行われていない。その意味で本論文は、新事実の提供と問題提起を目的とした先行研究と位置付けるべきなのであろう。

#### IV 論文の総合評価

##### 1. 論文提出から審査までの経緯

名越健郎氏は、拓殖大学海外事情研究所の教授であり、既に数点の著書を始め、『海外事情』や『年鑑 海外事情』で数多くの実績を残している。論文博士を申請する上で、資格要件は満たされていると判断された。さらに、令和元年7月には英語試験も実施され、要件が満たされていることが確認された。

名越氏は、令和元年6月に論文博士の申請を行っている。そこで受理審査委員会が編成され、審査が実施された後、7月に承認された（委員長：佐藤丙午）。受理審査の結果、論文の完成度は高く、資料的な価値もあることから、細かい表現の修正に留めて、早く出版することを求める意見も出た。実際に、申請論文は既に『秘密資金の戦後政党史：米露公文書に刻まれた「依存」の系譜（新潮選書）』として出版されている。

令和2年1月18日に口頭審査が実施された。

##### 2. 審査所見

口頭審査委員会は、名越氏の概要説明の後、質疑応答で議論を進めていった。

審査委員より、国外から政党が政治資金を受ける事例は、日本だけでなく欧州諸国でも見られた事例であり、冷戦のコンテキストでいえば、アジアアフリカ諸国を含めて数多くの国の政党が資金援助を受けていた。その際に、資金提供側の思惑の差として、政治的な意味を持つ工作活動と政策決定に影響を与える「わいろ」の2種類があるが、論文ではその差をどのように区別したかという質問があった。名越氏は、その二者の区別は難しく、政治過程論や政策決定論の助けを借り、特定の政治的状况の中での意味合いを解釈していくのが適切なのではないかとした。重要なのは、そのような難しさがある課題に対し、歴史に向き合い、検証することであると主張した。さらに審査委員より、外国政府による資金提供問題では、法的な問

題と倫理問題があるとの指摘があった。名越氏は、本論文に絞っていえば、政党の倫理が問題であるとした。

審査委員より、外国の資金を国内各政党が使用する場合、用途が異なるのではないかと指摘された。論文として、外国からの資金提供問題と一律に解釈することの意義が問われた。名越氏は、重要なのは政党の自浄能力であると指摘した。自民党は選挙目的に資金を使用したのは明確であるが、共産党の場合は用途が不明確である。民社党の創設に米国の資金が利用されたが、結果的に民社党は二大政党制を担う勢力へと発展しなかった。資金提供は特効薬ではなく、それぞれの国の政治文化の方が強い影響を持つ場合も多い、とした。

### 3. 審査委員会結論

委員全員が一致して学位申請者に対し、「博士（安全保障）」の学位を授与するに値するものと認めた。

以 上